

〔本稿は、平成28年9月30日に公表した論文を季刊国民経済計算No.161掲載論文として再掲したものである〕

## 国民経済計算の平成23年基準改定の概要について

### ～ 2008SNA への対応を中心に～

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

#### 1 はじめに<sup>1</sup>

国民経済計算（以下、SNA という。）は、一国の経済について生産・分配・支出という経常取引から、資産・負債の取引、ストック残高に至るまで、包括的、整合的、統一的に記録する統計であり、国際連合で加盟国合意の下で採択された基準に基づき、各国政府（ないし政府関係機関）において作成されている統計である。我が国の国民経済計算（以下、JSNA という。）は、内閣府（平成12年以前は経済企画庁）において昭和41年以降作成されており、平成12年以降は、「1993SNA」と呼ばれる国際基準に準拠している。

SNAの国際基準については、経済・金融環境の変化に対応する形で、不定期に更新・改定が行われている。その最新のものとして、平成21年2月には国連において「2008SNA」が採択されており、米国や欧州各国といった主要先進国では過去数年のうちに2008SNAへの対応を図っている。我が国においては、約5年に1度作成される「産業連関表」（総務省等）や「国勢統計」（総務省）、「住宅・土地統計」（総務省）といった大規模かつ詳細な基礎統計を取り込み過去の計数を再推計する「基準改定」と呼ばれる作業を約5年おきに行っているが<sup>2</sup>、次回の基準改定—具体的には「平成23年産業連関表」（平成27年6月に確報公表）を取り込み、平成28年末以降の公表を予定している「平成23年基準改定」—の機会に、

2008SNAへの対応を行う予定としている。

ここに至る経緯を簡単に整理すると以下のとおりとなる。まず、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（統計委員会における諮問・答申を経て平成21年3月に閣議決定された、いわゆる第1期基本計画）を踏まえ、内閣府経済社会総合研究所より、平成23年3月に、同計画に掲げられたJSNAの整備・改善に係る施策の工程表が公表されたが、その中で、2008SNA導入について平成17年基準改定の「次」の基準改定時（すなわち本年末予定の平成23年基準改定時）に実施することが位置付けられた<sup>3</sup>。これを踏まえる形で、2008SNAに掲げられた各事項（1993SNAからの変更・明確化事項）への対応に係る方針について、有識者を交えた内閣府の研究会<sup>4</sup>を通じて具体的な検討が行われた。その間、平成26年3月閣議決定の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（いわゆる第II期基本計画）において、JSNAの基準改定を行う平成28年度末までに2008SNAへの移行を行うことが施策として掲げられ、さらに、平成26年9月から平成27年3月にかけては、統計委員会（及び同国民経済計算部会）において、JSNAの基準改定における2008SNA対応の方針について審議された。この結果として、平成27年3月には、統計委員会より「国民経済計算の作成基準の変更について」として答申が得られたところである<sup>5</sup>。

2008SNAへの対応を含むJSNAの平成23年基準改定

<sup>1</sup> 本稿は、平成28年9月15日に公表した「国民経済計算の平成23年基準改定に向けて」の内容を解説しつつ、補足的な情報も加えたものであり、同資料（以下のURLを参照）もあわせて参照いただきたい。

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20160915\\_2008sna.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20160915_2008sna.pdf)

<sup>2</sup> 前回の基準改定は、平成23年度に実施し、「平成17年産業連関表」を取り込んだ「平成17年基準改定」。

基準改定により、名目値＝実質値となる（つまり、デフレーター＝100）となる年次（一般に、参照年というが、本慣例上、JSNAでは「基準年」と呼ぶ。）も更新され、現在の2005年（平成17年）から2011年（平成23年）となる。

<sup>3</sup> 内閣府経済社会総合研究所「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」

<sup>4</sup> 内閣府「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」（平成25年3月～平成26年7月）。なお、同研究会における資料、議事要旨については以下の内閣府ウェブサイトを参照されたい。

[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kenkyu/setsumei\\_top.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kenkyu/setsumei_top.html)

<sup>5</sup> この間、JSNAと密接不可分な基礎統計である、「国際収支統計」（財務省・日本銀行）や「資金循環統計」（日本銀行）においても、2008SNAと整合的な形で大規模な改定が行われている。具体的には、JSNAの海外勘定（居住者と非居住者の取引やポジション等を記録）の基礎統計である「国際収支統計」については、平成26年3月に、2008SNAと整合的な国際収支統計の国際基準である「国際収支マニュアル第6版（BPM6）」に準拠する改定が行われた。また、JSNAの金融面のフローやストックの基礎統計である「資金循環統計」については、本年（平成28年）3月に、2008SNAの概念を取り入れた改定が実施されている。後述するように、JSNAの平成23年基準改定では、これらの改定された基礎統計を取り込むこととなる。

は、その内容が多岐にわたるものであり、後述するように、研究・開発（R&D）が新たに総固定資本形成に計上されることにより国内総生産（GDP）に大きな影響があるなど、JSNAの見方・使い方を少なからず変更するものとなる。このように、約16年振りとなる国際基準対応を含む大規模な改定を控える中で、本稿では、統計利用者の利便性に資する観点から、平成23年基準改定の概要として、2008SNA対応による変更事項を中心に解説を行うことを目的とする。第2節では、2008SNAに概要と諸外国の状況について概観し、第3節では、JSNAの次回基準改定における2008SNAへの対応方針について主だった事項を中心に概略を述べる。第4節では、2008SNA対応以外の次回基準改定における変更事項について簡単に触れ、第5節は、前二節の議論をまとめる形で、基準改定による基準年（平成23(2011)年）<sup>6</sup>における名目GDP水準やその内訳項目への定量的な影響（現時点の暫定値）について見る。第6節はまとめとする。

## 2 2008SNAと諸外国の対応状況

SNAの国際基準は、第2次世界大戦後、国際連合でとりまとめられた「1953SNA」をはじめとして、「1968SNA」、「1993SNA」を経て、「2008SNA」で4つ目となる。1953SNAから1968SNAへは、従前のフロー（国民所得統計）のみの体系からストックを含む包括的な体系への拡充、1968SNAから1993SNAへは、勘定体系の詳細化や現物社会移転、無形固定資産の導入等が行われており、2008SNAでは、一つ前の国際基準である1993SNAに立脚しながら、90年代以降の経済・金融環境の変化を織り込むなど、60超の事項について概念・定義の変更や明確化が行われている。また、2008SNAでは、国際収支マニュアル（BPM）等の関連する他の統計に係る国際基準との整合性がより図られるとともに、国際会計基準（IAS）との親和性も意識されたものとなっている。

2008SNAにおける1993SNAからの変更・明確化事項は多数に上るが、主には以下の4つの分野に集約される。第一は、非金融資産の範囲の拡張等であり、具体的には、R&Dや兵器システムに対する支出を総固定資本形成等に記録するとともに、その蓄積を固定資産等のストックとして計上すること（以下、資本化と呼ぶ。）が含まれる。また、固定資産の内訳として、生産活動における知識ス

トックの重要性の高まりを反映して、従来の「無形固定資産」に代わり、R&Dを含む「知的財産生産物」が位置付けられている。

第二は、金融分野のより精緻な記録である。具体的には、90年代以降の金融商品・活動の多様化・発展やIAS改定に対応して、金融資産の内訳分類や金融機関の内訳部門を改定するとともに、雇用者ストックオプションを新たに記録することや、IASと整合的に確定給付型の企業年金等に係る年金受給権を厳格に発生主義に基づいて記録すること等が含まれている。

第三は、一般政府や公的企業に係る取扱いの精緻化である。具体的には、各種機関の一般政府や公的企業への分類基準が明確化されるとともに、一般政府と公的企業との間の例外的な資金の受払の取扱いの精緻化等が含まれている。また、中央銀行の産出額の明確化もこの範疇に位置づけられる。

第四は、経済のグローバル化への対応である。具体的には、国際的な分業など企業の経済活動のグローバル化が進行する中で、国際収支に係る最新の国際基準であるBPM第6版（BPM6）と整合的な形で、財貨・サービスの輸出入を記録する等の変更が行われている。

2008SNAへの主要先進国の対応状況をみると、欧米をはじめ多くの主要先進国で既に対応済みとなっている。具体的には、平成21年末に豪州が各国に先駆けて対応したほか、平成24年秋にはカナダが一部対応を実施した。また、平成25年夏には米国が国民所得生産勘定（NIPA）において2008SNAの主要項目を取り入れた。また、EU加盟国は、平成26年秋にかけて、2008SNAの欧州版であるESA2010に対応した。

既に2008SNAに対応している諸外国では、R&Dの資本化をはじめGDP水準に影響がある事項については積極的に対応している。国際基準への対応に伴う名目GDP水準への影響としては、改定前GDP比でみて、主要先進国の平均では+2%台半ば、レンジでは+1～5%台とされている（図表1。各国のより詳細状況については、多田（2015）を参照）。この影響の大宗は、R&Dの資本化によるものであり、平均では+2%弱、レンジとしては+0.5～4%程度となっている。

## 3 次回基準改定における2008SNAへの対応

本節では、平成28年末以降予定している次回の平成23年基準改定に際して対応する予定の2008SNAの主な

<sup>6</sup> 以下で、推計対象年のことを指す場合は、全て西暦で表現する。

図表 1 諸外国における 2008SNA 対応（GDP 水準への影響）

国名	GDP 影響 対象年	2008SNA /ESA2010 導入年	名目 GDP 水準への影響			
			国際基準対応要因	その他		
				うち R&D	統計的要因	
アイスランド	2010年	2014年	5.5	1.4	1.4	4.1
アイルランド	2010年	2014年	4.2	3.6	3.5	0.6
イスラエル	2012年	2013年	6.4	2.3	2.2	4.1
イタリア	2010年	2014年	3.4	1.5	1.3	1.9
英国	2010年	2014年	4.9	2.3	1.6	2.6
エストニア	2010年	2014年	1.2	1.4	0.9	-0.2
オーストラリア	2007-08年度	2009年	4.4	1.7	1.4	2.7
オーストリア	2010年	2014年	3.2	3.7	2.3	-0.6
オランダ	2010年	2014年	7.6	1.7	1.8	5.9
カナダ	2010年	2012年	2.5	1.7	1.3	0.8
韓国	2010年	2014年	7.8	5.1	3.6	2.7
ギリシャ	2010年	2014年	1.8	1.3	0.6	0.6
スイス	2011年	2014年	5.7	3.5	3.2	2.2
スウェーデン	2010年	2014年	5.5	4.4	4.0	1.1
スペイン	2010年	2014年	3.3	1.6	1.2	1.7
スロバキア	2010年	2014年	1.9	1.8	0.6	0.1
スロベニア	2010年	2014年	2.1	2.0	1.9	0.1
チェコ	2010年	2014年	4.3	3.1	1.2	1.2
デンマーク	2008年	2014年	2.5	2.7	2.6	-0.2
ドイツ	2010年	2014年	3.3	2.7	2.3	0.6
ニュージーランド	2010年	2014年	1.2	1.3	1.1	-0.1
ノルウェー	2011年	2014年	1.5	1.7	1.4	-0.2
ハンガリー	2010年	2014年	1.6	1.6	1.2	0.0
フィンランド	2010年	2014年	4.7	4.2	4.0	0.5
フランス	2010年	2014年	3.2	2.4	2.2	0.8
米国	2010年	2013年	3.2	3.1	2.5	0.1
ベルギー	2010年	2014年	2.8	2.5	2.4	0.3
ポーランド	2010年	2014年	1.5	1.2	0.5	0.2
ポルトガル	2010年	2014年	4.1	2.1	1.3	2.0
メキシコ	2008年	2013年	0.9	1.5	1.4	-0.6
ルクセンブルグ	2010年	2014年	0.2	1.6	0.5	-1.4
OECD平均	—	—	3.4	2.3	1.9	1.1
レンジ	—	—	+0.2～+7.8	+1.2～+5.1	+0.5～+4.0	-1.4～+5.9
EU28平均	2010年	2014年	3.7	2.3	1.9	1.4

（出所）多田（2015）より。

事項として、R&Dの資本化、これに伴う特許等サービスの扱いの変更、防衛装備品の資本化、所有権移転費用の扱いの精緻化、中央銀行の産出額の明確化、雇用者ストックオプションの記録、企業年金受給権の記録の変更、一般政府と公的企業との間の例外的支払の精緻化、国際収支統計との整合性向上といった事項について、その対

応方針の概要を示す。なお、政府諸機関の分類基準の明確化など 2008SNA の一部事項については、平成 23 年度に実施された平成 17 年基準改定の際に既に対応済となっている点に留意されたい。

(1) R&D の資本化<sup>7</sup>

2008SNA においては、R&D について、知識ストックを増進させ、それを活用して新たな応用が生まれるようにするための創造的作業と位置付けており、R&D への支出について、何ら経済的便益をもたらさないことが明らかである場合を除いて、1993SNA のように中間消費ではなく、総固定資本形成として扱うとともに、その蓄積の結果であるストックについて固定資産として記録することを求めている。

これに対して、1993SNA に準拠している現行 JSNA における R&D の取扱いは以下のとおりとなっている。すなわち、R&D を実施する主体に応じて、①市場生産者のうち R&D を主活動とする研究機関分、②市場生産者による R&D のうち副次的に行われる企業内研究開発分、③非市場生産者分（一般政府や対家計民間非営利団体）に分けて考えると、まず①については、現行 JSNA でも財貨・サービスの形態として R&D の産出額は計測されており、その主な需要先としては中間消費となっている。次に、②については、各生産者にとっての生産費用（雇用者報酬や中間投入等）には R&D に要した費用（例えば、研究員の人件費）が内包されている一方で、これらに見合う R&D としての産出額は記録されていない（よって、需要としても記録されていない）。また、③について、SNA の枠組みにおいて生産費用の合計により計測される非市場生産者の産出額には、R&D に要した費用相当分も内包されているが、これを R&D の産出額という形で明示的には認識しておらず、その需要先としては非市場生産者の自己最終消費支出（例えば、一

般政府の場合、政府最終消費支出）に含まれる形となっている（図表 2）。

一方、次回基準では、2008SNA を踏まえ、まず R&D の産出額をより広範・明示的な形で計測する。具体的には、①（市場生産者研究機関分）に加え、②（企業内研究開発分）の R&D 産出額を計測するとともに、③（非市場生産者分）の R&D 産出額を明示的に認識することになる（図表 2）。R&D の産出額については、各国における取扱いと同様に、研究開発に係る統計データ収集に係る OECD のガイドライン（いわゆるフラスカティ・マニュアル）に準拠した「科学技術研究統計」（総務省）等をもとに、R&D 活動に要した生産費用の総額により計測する（下式参照）。ここで、市場生産者による R&D 産出額には、これを市場価格相当で評価する観点から、原則として、産出に使用した固定資産の収益分をマークアップとして加算する。

$$\begin{aligned} \text{R\&D 産出額} &= \text{R\&D 活動に要した生産費用の総額} \\ &= \text{雇用者報酬}^8 + \text{中間投入}^9 + \text{生産に課される税（控除）補助金}^{10} + \text{固定資本減耗}^{11} + \text{固定資本収益（純）}^{12} \end{aligned}$$

次に、R&D への支出については総固定資本形成として扱い、その蓄積を固定資産（知的財産生産物）として記録する（図表 2）。ここで、経済的便益をもたらさないような R&D（失敗分）については、2008SNA の原理原則からすれば資本化の対象とはならないとも考えられるが、それを特定することは一般に困難であり、

図表 2 R&amp;D の資本化（平成 17 年基準と平成 23 年基準の比較）

	平成17年基準(1993SNA準拠)	平成23年基準(2008SNA準拠)
市場生産者分		
研究機関	R&D産出額を記録 主な需要先は中間消費	R&D産出額を記録 主な需要先は総固定資本形成
企業内研究開発	R&D産出額を記録せず (一方、R&Dの費用は各種生産費用に内包)	R&D産出額を新たに記録 主な需要先は総固定資本形成
非市場生産者分(大学、 国立研究開発法人等)	全体の産出額に内包(非市場生産者の産出額 は費用積上げで計測) 主な需要先は(自己)最終消費支出	R&D産出額を明示的に記録 主な需要先は総固定資本形成

<sup>7</sup> 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、小林（2016）、守屋（2017）も参照。

<sup>8</sup> 「科学技術研究統計」における人件費が相当。ただし、同統計における大学等の人件費は、研究分のほか教育分も含むので、「大学等におけるフルタイム換算に関する調査」（文部科学省）を用いて研究専従分を抽出する。

<sup>9</sup> 「科学技術研究統計」における原材料費、リース料、その他の経費が相当。なお、生産に課される税は、同統計上、その他の経費に含まれている。

<sup>10</sup> 決算書等から推計される研究機関向けの補助金。生産に課される税については、脚注 9 を参照。

<sup>11</sup> 「科学技術研究統計」における固定資産の購入費をもとに、恒久棚卸法により SNA 概念の時価の固定資本減耗を推計して使用。

<sup>12</sup> 「科学技術研究統計」における研究開発を実施している企業相当の売上高営業利益率等を用いて推計。



2008SNA においても、慣行上、失敗分の R&D を含めてその価値を計測することを認めていることや、諸外国の取扱いと整合的に、全ての R&D を資本化の対象にする。一国全体の R&D の総固定資本形成は、R&D 産出額に、「国際収支統計」から捕捉される研究開発サービスの純輸入額（輸入－輸出）を加えたものとなる。

$$\text{R\&D 総固定資本形成} = \text{R\&D 産出額} + \text{研究開発サービスの純輸入額}$$

また、R&D を固定資産として計上するに当たり、他の固定資産と同様に恒久棚卸法（PIM）の下、定率法を採用し、推計を行う。R&D 資産の償却率としては、R&D の大宗を占める製造業について、産業毎の生産技術・知識に関する陳腐化のスピードがそれぞれ所有する産業用機械の償却率に反映されるという考え方の下、設定する<sup>13</sup>。これにより、平均使用年数に換算すると、製造業では 9～15 年程度となる。その他の生産者分については、国際的にも一般的な平均使用年数（10 年）を想定して償却率を設定する<sup>14</sup>。また、実質化に必要なデフレーターについては、諸外国と同様、賃金指数や原材料費等のインプットベースで計測する。

R&D の資本化は、他の主要諸国でもそうであるように、GDP 水準に大きな影響を与える要素である。ここでは、研究開発の実施主体別に、かつ GDP の三面ごとに、その影響経路を定性的に整理する。まず①の市場生産者の研究機関分については以下のとおりとなる<sup>15</sup>。

- ・ 生産面：研究機関により産出される R&D を購入する各生産者の中間投入が R&D 分減少することにより、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：上記の各生産者の営業余剰・混合所得（総）が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：総固定資本形成が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加

次に、②の企業内研究開発分については、以下のとおりとなる。

- ・ 生産面：副次的に R&D を行う各生産者の産出額が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：上記の各生産者の営業余剰・混合所得（総）

- が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
  - ・ 支出面：総固定資本形成が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
- 最後に、③の非市場生産者分については、以下のとおりとなる。
- ・ 分配面：固定資本減耗が、新たに計上される R&D 固定資産から発生する分だけ増加し、GDP 水準が増加
  - ・ 生産面：R&D 活動を行う非市場生産者の産出額が、R&D 固定資産から発生する減耗分だけ増加し、GDP 水準が増加
  - ・ 支出面：総固定資本形成が R&D 産出額分増加する一方、非市場生産者の自己消費としての最終消費支出が同額分減少するが、これに加えて、後者（最終消費支出）は、新たに計上される R&D 固定資産から発生する減耗分だけ増加するため、結果として、GDP 水準としては、R&D 固定資産から発生する減耗分増加

## （2）特許等サービスの記録の変更<sup>16</sup>

R&D の資本化に伴い、1993SNA では「無形非生産資産」と位置付けていた特許実体について、2008SNA では R&D の成果として「知的財産生産物」（研究・開発）に内包される扱いとなっている。また、ライセンス下で使用が許諾される場合、ライセンシーからライセンサーへの使用料の支払は、支払形態等に応じて、サービスの支払（中間消費）か資産取得に対する支払（総固定資本形成）に記録されるとしている（1993SNA ではサービスの支払（中間消費）と位置づけ<sup>17</sup>）。

現行の JSNA では、特許権は無形非生産資産として扱うとともに、その使用料については財産所得の受払と位置付けている。これに対し、次回基準改定では、R&D の資本化に対応することに伴い、特許実体は R&D という固定資産に含まれるものとして扱うとともに、その使用料の支払については、サービスの支払として扱う（これを「特許等サービス」と呼ぶ）。なお、サービスの支払か資産の取得に対する支払かを分ける情報がないことから全て前者として扱う。

この取扱いの変更により GDP 水準に影響が生じる。

<sup>13</sup> なお、医薬品製造業が含まれる化学は、特許期間を踏まえ、諸外国と同様に長めの償却期間を設定する予定。

<sup>14</sup> R&D を含め平成 23 年基準の固定資産推計における償却率の考え方については、須賀（2017）を参照。

<sup>15</sup> 以下の議論においては、研究開発サービスの純輸入分は捨象し、産出額分に絞って議論する。なお、研究開発サービスの純輸入分については、企業内研究開発を行う各市場生産者の総固定資本形成として記録される予定。

<sup>16</sup> 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、小林（2014）、小林（2016）、守屋（2017）も参照。

<sup>17</sup> 1993SNA では、非生産資産である特許を源泉に、特許使用料という形でサービスが生産されるという位置づけになっている点で、体系内に一定の非整合性があったことになる。

ここで、国内で産出された特許等サービスは、海外からの使用料の受取分 (X) と国内からの使用料の受取分 (A) に、同サービスの居住者による消費は、海外に対する使用料の支払い分 (M) と国内への使用料の支払い分 (B) から成る。ここで、国内からの受取 (A) と国内への支払は同値 (B) であり、ここでは、便宜的に双方ともに A と表す (A は国内で産出された特許等サービスの国内消費分)。このため、特許等サービスというサービスの供給と需要という観点では、以下の恒等式が成り立つ。

$$\begin{array}{ccccccc} (A+X) & + & M & = & (A+M) & + & X \\ \text{国内産出} & & \text{輸入} & & \text{中間消費} & & \text{輸出} \end{array}$$

これを踏まえると、三面からみた本事項の名目 GDP への影響経路は以下のように整理でき、特許等サービスの純輸出分が GDP 水準の増加に影響することが分かる。ここで、特許等サービスの輸出入分は、「国際収支統計」における産業財産権等使用料の受払を活用する (国内取引分については「経済産業省企業活動基本調査」における技術取引額を活用する)。なお、GNI (国民総所得) については、従前、海外からの所得の純受取と記録していた特許等サービスの受払分が、財貨・サービスの純輸出に振り替えられるため影響はない。

- ・ 生産面：産出額が (A+X)、中間投入が (A+M) 増加し、結果 (X-M) だけ GDP 水準が増加
- ・ 分配面：営業余剰・混合所得 (総) (かつ営業余剰・混合所得 (純)) が (X-M) だけ増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：財貨・サービスの輸出が X、同輸入が M 増加し、結果 (X-M) だけ GDP 水準が増加

### (3) 防衛装備品の資本化<sup>18</sup>

2008SNA においては、戦車や艦艇等の兵器システムは、政府による防衛サービスの生産に継続して使用されるものとして、これに対する支出を 1993SNA のように一般政府による中間消費ではなく、総固定資本形成として記録し、その蓄積を固定資産として記録されるとしている。また、1 回限り使用される弾薬等について、その増減分を中間消費ではなく在庫変動として扱うこととされている。

現行 JSNA では、防衛省による戦車や艦艇、弾薬といった防衛装備品への支出は、一般政府の中間投入に計上されている (生産費用の合計で計測される政府の産出額

を構成し、その需要先として政府最終消費支出に内包)。これに対し、次回基準改定では、2008SNA の取扱いを踏まえ、決算情報や製造業関連の各種基礎統計等を活用して、1 回限り使用される弾薬類の純増分は一般政府による在庫変動に、1 年以上にわたり使用される戦車や艦艇等への支出は一般政府による「防衛装備品」の総固定資本形成として記録する。

防衛装備品を固定資産に計上するに際しては、他の固定資産と同様に PIM により、定率法の下、推計を行う。償却率の計算に際しては、防衛省資料等をもとに想定される資産としての使用年数と整合的な償却率を設定する。具体的には、平均使用年数で見た場合、財ごとに 15 ~ 35 年を想定する。

本事項の導入による GDP 水準への影響について、まず防衛装備品のうち在庫に記録される分 (弾薬類の純増分) については、従前の政府による中間消費 (最終消費支出を構成) が政府による在庫変動に振り替えられるのみであり、影響がない。一方、総固定資本形成に計上されることになる戦車や艦艇等の購入費については、三面ごとに以下のような経路で GDP 水準に影響を与える。

- ・ 分配面：固定資本減耗が、新たに政府の固定資産に計上される防衛装備品から発生する固定資本減耗分だけ増加し、GDP 水準が増加
- ・ 生産面：政府の産出額 (生産費用の合計で計測)、中間投入がともに防衛装備品の購入費分減少する一方で、新たに計測される防衛装備品の固定資産から発生する固定資本減耗分だけ産出額が増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：総固定資本形成が防衛装備品購入費分だけ増加する一方、政府の自己消費としての最終消費支出が同額分減少するが、さらに、後者が、防衛装備品の固定資産から発生する減耗分増加するため、結果として、GDP 水準は、防衛装備品の固定資産から発生する減耗分増加

### (4) 所有権移転費用の取扱いの精緻化<sup>19</sup>

1993SNA では、資産の取得に係る所有権移転費用をその発生時に総固定資本形成として記録するとともに、その固定資本減耗は、所有権移転の対象となる資産の (資産寿命としての) 使用年数にわたって記録される扱いであった。これに対し、2008SNA では、資産の取得及び処分に係る所有権移転費用をその発生時に総固定資本形

<sup>18</sup> 本事項については、内閣府 (2014a)、内閣府 (2015a) のほか、田原 (2015)、守屋 (2016) も参照。

<sup>19</sup> 本事項については、内閣府 (2014a)、内閣府 (2015a)、田原・須賀 (2015) も参照。

成として記録するとともに、これに係る固定資本減耗を、原則として、対象となる資産の取得後、取得者が当該資産を保有すると予想される期間をかけて記録されることとしている。

現行 JSNA では、国際基準において所有権移転費用に相当するもののうち、対象資産の設置費用や商業・輸送費は総固定資本形成に含まれ、対象資産の使用年数にわたって固定資本減耗として償却させている一方、その他の所有権移転費用については総固定資本形成としては扱っていない。これに対し、次回基準改定においては、所有権移転費用のうち住宅・宅地の売買に関する不動産仲介手数料を新たに総固定資本形成（従前は中間消費）として記録する（なお、その他の所有権移転費用については、基礎統計の制約から総固定資本形成としての計上を見送る）。また、所有権移転費用の固定資本減耗に関して、設置費用や商業・輸送費については、それぞれ対象資産と一体的にその使用年数にわたって記録する一方、新たに資本化する住宅等の不動産仲介手数料分の固定資本減耗については、2008SNA を踏まえ、各種基礎統計を基に設定される同一所有者の平均的な保有年数を考慮して、定率法により記録する。<sup>20</sup>

本事項による名目 GDP 水準への影響経路については以下のとおりである。

- ・ 生産面：中間投入が新たに資本化する不動産仲介手数料分だけ減少し、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：営業余剰・混合所得（総）が同手数料分増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：総固定資本形成が同手数料分増加し、GDP 水準が増加

#### （5）中央銀行の産出額の明確化<sup>21</sup>

中央銀行の生み出す産出額については、1993SNA では受取手数料や金融仲介サービス（FISIM）として計測するとされ、計測が困難な場合は生産費用の合計で評価されるとしている<sup>22</sup>のみで明確な指針はなかった。これに対し、2008SNA では、中央銀行の産出を① FISIM（市場産出のみ）、②金融政策サービス（非市場産出のみ）、

③金融機関監督等サービス（市場産出、非市場産出がありうる）に分け、非市場産出分については、生産費用の合計で計測し、これを一般政府が最終消費支出するものとして記録するとともに、一般政府の純貸出（+）／純借入（-）に影響しないよう、同額が中央銀行（金融機関）から一般政府に経常移転されるものと擬制するとされている。

現行 JSNA においては、中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測し、ここから各種の受取手数料を除いた部分は金融機関が中間投入したものと扱っている。これに対して、次回基準改定においては、中央銀行の産出額については引き続き生産費用の合計で計測し、そのうち受取手数料を除く部分（金融政策サービス等の非市場産出分）については、一般政府が消費するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されるものと扱う。なお、中央銀行の FISIM については、概念上は政府預金等が該当するが、規模が僅少であることや諸外国の取扱いとの整合性を踏まえ、現行 JSNA と同様引き続き計測・記録は行わない。

本事項が名目 GDP 水準に与える影響経路は以下のとおりとなる。

- ・ 生産面：中間投入は一国全体では不変である一方、中央銀行の非市場産出分だけ、（生産費用の合計で計測される）政府の産出額が増加し、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：営業余剰・混合所得（総）（かつ営業余剰・混合所得（純））が、中央銀行の非市場産出分増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：政府最終消費支出が、中央銀行の非市場産出分増加し、GDP 水準が増加

#### （6）雇用者ストックオプションの記録<sup>23</sup>

企業がその役職員（雇用者）に対して付与する株式の購入権である「雇用者ストックオプション」（以下、ESO という。）について、1993SNA では明示的な扱いは示されていなかったが、2008SNA では、権利付与時点から権利確定時点までの期間（行使待ち期間）について

<sup>20</sup> ここで記載したほか、2008SNA では、所有権移転費用の一部として、対象資産の使用年数の終了時に発生する、資産の解体や立地地点の原状回復に必要な費用である「終末費用」も明示的に認識されることとなっている。これに伴う固定資本減耗については、他の所有権移転費用と異なり、対象資産の取得後、当該資産の（資産寿命としての）使用年数にわたって記録されることとされている。現行基準の JSNA では、終末費用について特別な取扱いを行っていないが、次回基準では、2008SNA の趣旨を踏まえ、捕捉可能な原子力発電施設の解体費用を2008SNA で言う終末費用として位置づけ、財務諸表における原子力発電施設解体引当金の各年増加額の情報をもとに、固定資本減耗の記録を行う予定である。

<sup>21</sup> 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、吉野・野村（2014）、山崎（2016）も参照。

<sup>22</sup> 生産費用で計測するというオプションは、1996年の1993SNA一部改訂で示された。

<sup>23</sup> 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、日本銀行（2016）も参照。



は ESO の価値を雇用者報酬（賃金・俸給）に記録するとともに、同額を家計の金融資産、雇主企業の負債として記録し、権利確定時点から権利行使時点の期間（行使可能期間）は、「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」という金融資産に振り替えた上で、家計の資産、雇主企業の負債として記録することとしている。

現行 JSNA では、1993SNA に準拠しており、ESO については記録していない。これに対し、JSNA の次回基準改定においては、平成 28 年 3 月に行われた「資金循環統計」の見直しと整合的に、2008SNA の勧告に沿った ESO の記録を行うこととしている。具体的には、「法人企業統計」（財務省）における「新株予約権」の情報等をもとに、行使待ち期間については、権利付与額を家計の雇用者報酬受取と金融資産（その他の金融資産）に、行使可能期間については、金融資産をその他の金融資産から「金融派生商品・雇用者ストックオプション」に振り替えて記録する。

本事項の導入により、雇用者報酬や金融資産・負債は僅かに変化するが、GDP 水準への影響はない（雇用者報酬が変化した分は、営業余剰・混合所得（純）の変化により相殺される）。

#### （7）企業年金受給権の記録の変更<sup>24</sup>

企業年金のような雇用関係をベースにした社会保険（社会保障制度ではない企業年金等）に係る記録について、2008SNA では発生主義を貫徹することが求められている。具体的には、いわゆる確定給付型の制度について、ストック面では、①「年金受給権」として、雇主企業が雇用者（家計）に約束した将来の給付額の割引現在価値を制度運用者である年金基金の負債、家計の資産に計上し、②年金基金の年金受給権負債と運用資産の差額を「年金基金の対年金責任者債権」として年金基金の資産、制度に責任を持つ雇主企業の負債に記録するとされている。またフロー面として、③「雇主の社会負担」（雇用者報酬の一部）について、当期に雇用者が追加的に勤務したことへの対価としての受給権の増分（現在勤務増分）を記録するとともに、④年金基金から家計への財産所得（年金受給権に係る投資所得）、及びこれと同額を記録する家計から年金基金への社会負担（家計の追加社会負担）について、一期前の年金受給権残高に割引率を

乗じた概念上の利子額（過去勤務増分）を記録すること等が示されている。

現行の JSNA では、2008SNA が想定する確定給付型制度として「退職給付に関する会計基準」の対象となる制度（すなわち確定給付型の企業年金、退職一時金）に関して、ストック面（①②）では、平成 28 年 3 月の見直し前の「資金循環統計」と整合的に、上場企業等に限定して発生主義により年金受給権や積立不足分<sup>25</sup>を計上していたが、平成 23 年基準においては、平成 28 年 3 月の見直し後の「資金循環統計」と同様、上場企業のみならず一国ベースの年金受給権を推計・記録するとともに、同様に推計された積立不足相当分を「年金基金の対年金責任者債権」として明示的に記録することになる（現行では積立不足相当分は、「未収金・未払金等」に含まれている）。一方、フロー面（③④）については、現行基準では、「雇主の社会負担」には実際の掛金支払額が、財産所得等には年金基金の運用資産からの実際の収益が記録されており、発生主義による記録がなされていない。これに対し、平成 23 年基準では 2008SNA を踏まえ、ストック面とも整合を図る形で、企業会計情報（勤務費用、利息費用）をもとに、「雇主の社会負担」や財産所得（「年金受給権に係る投資所得」）、社会負担（「家計の追加社会負担」）の記録を行う。

本事項の導入により、雇主の社会負担（雇用者報酬の一部）や財産所得、金融資産・負債等はそれぞれ変化するが、GDP 水準への影響はない（雇用者報酬が変化した分は、営業余剰・混合所得（純）の変化により相殺される）。

#### （8）定型保証の取扱いの精緻化<sup>26</sup>

ある債権・債務関係について、債務者が債務不履行に陥った際に、当該債務の肩代りを行う「保証」については、1993SNA では偶発的債務と捉え、金融資産・負債とは認識せず、関連する取引フローについても明示的な取扱いはなかった。一方、2008SNA においては、保証を①金融派生商品の形態をとるもの、②大数の法則が働くような標準化されたもの（定型保証）<sup>27</sup>、③偶発性が高いもの（個別保証）の 3 つに分け、②の定型保証については、非生命保険と同様に、産出額や消費（保証サービス（保険サービス）の産出と消費）、分配取引（純保証

<sup>24</sup> 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、日本銀行（2016）、中尾（2017）も参照。

<sup>25</sup> 金融資産・負債項目としては「その他の金融資産・負債」の「未収金・未払金等」に含まれている。

<sup>26</sup> 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、山崎（2016）も参照。

<sup>27</sup> 個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうちどの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能となるようなもので、同一の方針に沿って多数発行される保証が該当。



料（非生命純保険料）と債務肩代わり（非生命保険金）の経常移転受払）、及び金融面（定型保証支払引当金のフローとストック）の記録を行うこととされている。

現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計」（平成28年3月の見直し前）と同様、定型保証について個別保証と同様、偶発的債務と位置付け、金融面の記録及び分配取引の記録を行っていない。これに対し、JSNA の次回基準改定においては、平成28年3月見直し後の「資金循環統計」と同様、住宅ローン保証や中小企業の信用保証等を定型保証と位置付け、2008SNA の勧告に沿って保証サービスの産出額や消費、分配取引や定型保証支払引当金の金融フロー、ストックを記録することとする。

本事項の導入により、金融資産・負債や、生産・中間投入、各種の経常移転に影響があるが、定型保証のサービス産出額については、需要先としてはそのほとんどが中間消費に計上されるものであり、GDP 水準への影響はほぼない。

#### （9）一般政府と公的企業との間の例外的な支払

一般政府と公的企業との間の例外的な支払（高額で不定期な支払）、とりわけ公的企業から一般政府へ支払いが行われる場合について、1993SNA では、公的企業が法人か準法人（政府の特別会計の一部）かによって当該支払の記録方法が異なっていたが、2008SNA では、支払の原資が準備金の取崩しか資産売却による場合、法人の形態を問わずすべて「持分」という金融資産の引出し（及び対応する現預金の増加）として、記録することとしている。

現行 JSNA では、公的企業から一般政府への例外的な支払は、基本的に資本移転として記録し、一般政府の収支（純貸出／純借入やプライマリーバランス）に影響する形となっている。これに対して、次回基準改定においては、例外的な支払を「特別な立法措置がとられるなど例外的・不定期な支払」であり、「支払の原資が資産の売却や積立金の取崩しである」とものと定義した上で、これに該当するもの（例えば、2006年度の財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計への繰入12兆円）を、資本移転ではなく、政府による公的企業に対する持分の引出し（減少）及びこれと見合いの政府の現預金の増加という金融取引として記録する。関連して、現行 JSNA では記録されていない公的企業の負債としての持分（資産側では一般政府が所有）が新たに記録されることとなる。

この例外的な支払の扱いの変更によって GDP 水準への影響等はないが、純貸出(+)/純借入(-)やプライマリーバランスといった一般政府の収支は、例外的支払が収支として計上されなくなる分、より基調的な動きを把握できることになる。なお、政府の財政健全化目標で採用されているプライマリーバランスでは、JSNA の計数を基にしつつ、こうした支払の大宗は特殊要因として控除しているため、その点では特段の影響はないと見込まれる。

#### （10）国際収支統計との整合性

2008SNA では、BPM6 と整合的に、財貨の輸出入を所有権移転の時点で記録するという原則を徹底している。具体的には、①財貨の加工に関して、加工依頼国（A国）と加工請負国（B国）の間の財貨の往来について、所有権が移転しない場合、財貨の輸出入ではなく、A国のB国への加工賃（サービス）の支払（輸入）として記録することや、②商社のような居住者が、ある非居住者から国外で財貨を購入し、これを国内に持ち込むことなく別の非居住者に転売するような仲介貿易について、その売買差額をサービスの輸出ではなく財貨の輸出として記録することを勧告している。1993SNA や従前の国際収支マニュアル（BPM5）では、加工用財貨や仲介貿易は所有権移転原則の例外として、前者は財貨の輸出入、後者（売買差額）はサービス輸出となっていた。

現行 JSNA では、加工用財貨や仲介貿易について、BPM5 準拠の「国際収支統計」の考え方と整合的に記録しているが、次回基準改定以降は、2008SNA や BPM6 準拠の「国際収支統計」と整合的に支出側 GDP の内訳である輸出入を記録する。すなわち、加工用財貨に関しては、財貨の輸出入ではなく、加工賃（委託加工サービス）の受払をサービスの輸出入として<sup>28</sup>、また仲介貿易については、仲介貿易に関しては売買差額をサービスの輸出ではなく財貨の輸出としてそれぞれ記録する。ただし、詳細な財貨・サービス別や経済活動別の推計では、基礎資料上の制約があるため、2008SNA への対応が困難な部分も残ることになる。

なお、本事項への対応により、輸出入において、財貨とサービスとの間のバランスは変化するが、財貨・サービスを通じた輸出入には影響がなく、よって GDP 水準への影響はない。

<sup>28</sup> このほか、財貨の修理についても、現行基準では財貨の輸出入に含まれているが、次回基準ではサービスの輸出入に含まれることになる。

#### 4 次回基準改定におけるその他の変更

平成28年末以降公表予定の基準改定においては、2008SNA対応以外にも様々な変更事項が予定されている。第一に、冒頭に述べたように、「平成23年産業連関表」をはじめとする基礎統計の反映による影響、第二には、建設部門の産出額をはじめとする各種の推計手法の見直し、第三には、各種分類の変更や各事項の計上項目の変更がある。

##### (1) 各種基礎統計の反映

第一の基礎統計の取込みについて、特に重要なものとして、最新の「平成23年産業連関表」の反映がある(産業連関表は、対象年(=基準改定における基準年)の財貨・サービス別の産出、投入構造を示すものであり、GDPの水準に影響を与える)。同表は、我が国初となる「平成24年経済センサス-活動調査」(総務省、経済産業省)を活用し、最新の経済構造を反映したものとなっており、これを取り込むことでJSNAでは従来よりも精度の高い形で過去を含め計数が再推計されることになる<sup>29</sup>。また、「産業連関表」に関連して、JSNAの過去の基準改定では従前取り込んでいなかった「接統産業連関表」(総務省等)の情報を反映させることにより、過去の計数が改定されるという要素もある。

このほか、雇用者数や雇用者報酬の推計に用いる「国勢統計」について、調査結果が利用可能な平成22(2010)年調査結果を取込む<sup>30</sup>ほか、家計最終消費支出のうち住宅賃貸料(帰属家賃を含む)の推計に用いる「住宅・土地統計」について、最新の平成25(2013)年調査に加えて、前回の平成17年基準改定ではスケジュール上反映できなかった平成20(2008)年調査の情報を取り込む。また、固定資本減耗については、前回の平成17年基準改定の際に、財別×部門別(経済活動分類)の固定資

本マトリックスに基づく恒久棚卸法(PIM)を使用した抜本的な推計手法の改善を図ったところであるが、各種基礎統計の見直し等に伴う総固定資本形成や関連するデフレーター等の改定とともに、各種資産の償却率の設定に使用している「民間企業投資・除却調査」(内閣府)について、調査開始以降蓄積された9年分のデータを反映して再設定を行う<sup>31</sup>。

##### (2) 各種推計手法の見直し

第二の推計手法の見直しという点では、主には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月閣議決定)を踏まえる形で、①供給・使用表(SUT)の枠組みの下での推計精度の改善や、②建設部門の産出額の推計手法の改善、等の取組が行われる。

まず、①の供給・使用表(SUT)の枠組みの活用<sup>32</sup>について、現行JSNAでは、概念的には等価が成り立つ生産側GDPと支出側GDPとの間に乖離(統計上の不突合)が生じているが、その要因の一つとして、支出側GDPはコモディティ・フロー法、生産側GDPは付加価値法と呼ばれる異なる手法等に基づき推計を行っているため、前者から得られる財貨・サービス別の中間消費と、後者から得られる財貨・サービス別の中間投入が一致しないという点がある<sup>33</sup>。次回基準改定においては、基準年以降、供給・使用表(SUT)と呼ばれる枠組みを活用し、こうした財貨・サービスごとの中間消費と中間投入の間の不突合を縮減させることを目指すこととしている。具体的には、「工業統計(確報)」(経済産業省)等を用いて推計された第二次年次推計(従来の確々報)の計数について、その翌年に第三次年次推計として供給・使用表に基づく調整を行うことを予定している(年次推計の呼称や公表周期の在り方についてはコラム参照)。

<sup>29</sup> なお、平成23年基準改定で取り込む「平成23年産業連関表」においては、R&Dの資本化等の2008SNAの報告事項への対応は行われていないため、これらの事項等については、JSNAにおいて独自に推計を行うことで対応している(このほかにも、JSNAでは、産業連関表を国民経済計算の概念に合うよう組み替えて使用している)。なお、次の「平成27年産業連関表」に向けては、R&Dの資本化等への対応の在り方が検討されることとなっている。

<sup>30</sup> 国勢統計の最新のものは平成27年調査であるが、現時点(平成28年9月)では一部速報のみ公表されており、推計に必要な情報は利用可能でない。このため、同調査の結果は、次の基準改定の際に取り込まれることになる。

<sup>31</sup> 平成17年基準改定時は、その時点で蓄積し、利用可能だった3年分のデータに基づいた推計を行った。

<sup>32</sup> 本事項については、内閣府(2014a)、内閣府(2014b)のほか、吉岡・鈴木(2016)も参照。

<sup>33</sup> 厳密には、財貨・サービスごとの中間消費は、市場生産者による財貨・サービスの流れを推計するコモディティ・フロー法による推計値と、非市場生産者(一般政府や対家計民間非営利団体)による財貨・サービスの供給のうち中間消費される分から成る。一方、財貨・サービスごとの中間投入は、市場生産者を対象とする付加価値法により経済活動別に推計された財貨・サービス別の中間投入と、非市場生産者が生産に使用した財貨・サービスの中間投入から成る。

### コラム 年次推計の呼称の変更について

平成 17 年基準までの JSNA の年次推計については、ある年度について、「工業統計（速報）」（経済産業省）等の詳細な基礎統計を用いて推計し、年度終了の 9 か月後（翌年末）に公表する最初の結果を「確報」、さらにその一年後（翌々年末）に「工業統計（確報）」（経済産業省）等の情報を追加して推計・公表する結果を「確々報」と呼称していた。これに対し、本年末の平成 23 年基準改定以降においては、最初（年度終了 9 か月後）の年次推計結果を「第一次年次推計」、その翌年（年度終了 1 年 9 か月後）の結果を「第二次年次推計」と呼称を変更し、さらに一年後（年度終了 2 年 9 か月後）に供給・使用表の枠組みを活用した推計結果を「第三次年次推計」と位置付けることになる。

関連して、第一次年次推計（従来の確報）において利用する主要な基礎統計についても変更がある。具体的には、「工業統計（速報）」（5 年に一度の経済センサス - 活動調査の調査対象年においては、「経済センサス - 活動調査」の製造業部分）については、統計委員会における諮問・答申を経て、2015 年対象分以降、翌年次の 6 月頃に調査が行われることになった（例えば、2015 年を対象とする調査は「経済センサス - 活動調査」の製造業部分であるが、同調査は 2016 年 6 月に実施されている。また、2016 年分以降の「工業統計」については、従前であれば対象年末に調査が行われていたが、調査時期が翌年 6 月頃に変更となる）。これにより、第一次年次推計における財貨の出荷額等のうち製造業分の推計については、「工業統計（速報）」等の結果が利用できなくなったことから、2015 年分以降の第一次年次推計においては、「工業統計（速報）」等以外の情報（例えば、「経済産業省生産動態統計」（経済産業省））を活用した推計を行うことになる。こうした推計手法については、今後作成される予定の平成 23 年基準に基づく「推計手法解説書（年次推計編）」等において示す予定である。なお、第二次年次推計（従前の確々報）については、「工業統計（確報）」（対象年の調査が「経済センサス - 活動調査」の製造業部分であればその確報）を利用するという点では、現行からの変化はない。

以上、平成 23 年基準改定以降の年次推計について改めて整理すると以下のとおりとなる。

呼称	公表時期	主な基礎統計等
第一次年次推計（従来の確報）	年度終了 9 か月後	経済産業省生産動態統計等
第二次年次推計（従前の確々報）	年度終了 1 年 9 か月後	工業統計（確報）等
第三次年次推計（新規）	年度終了 2 年 9 か月後	（供給・使用表の枠組みの活用）

次に、②の建設部門の産出額の推計手法の見直し<sup>34</sup>について、現行 JSNA では、同産出額には、基準年については出来高ベースの各種基礎資料から推計される「産業連関表」に基づく一方、延長年は建設部門の人件費や資材投入等の費用合計（インプットベース）により延長推計を行うという手法を採用してきた。しかし、こうした延長推計値については、事後的に判明する次の基準年の「産業連関表」の計数と乖離し、基準改定時に建設部門の産出額が大きく改定される場合が見られるという課題があった<sup>35</sup>。このため、次回基準改定以降は、産業連関表と整合的に出来高ベースの基礎統計に基づく推計方法に変更する。これにより、総固定資本形成の大きなシェ

アを占める建設活動の実態をよりの確に捉えることに資するとともに、基準改定ごとの建設部門の計数改定が抑制されることが期待される。

このほか、推計手法の見直しとしては、上述の①に関連して、支出側 GDP と生産側 GDP の間の統計上の不適合のもう一つの要因である、「産業連関表」を基に「貿易統計」や「国際収支統計」等を活用してコモディティ・フロー法で計上される財貨・サービスの純輸出（国民経済計算年報フロー編付表 1 「財貨・サービスの供給と需要」に計上）と、「国際収支統計」を組み替える形で記録される支出側 GDP における財貨・サービスの純輸出（国民経済計算年報フロー編主要系列表 1 「国内総生産

<sup>34</sup> 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2014b）、葛城（2013）も参照。

<sup>35</sup> 実際、平成 17 年産業連関表に基づき推計された 2005 年値から、インプットベースで延伸された 2011 年の建設部門産出額（現行 JSNA の計数）は、事後的に判明した平成 23 年産業連関表のそれよりも 1.7 兆円程度（消費税控除額を含むグロスベース）大きくなっており、産出額として平成 23 年基準改定ではこの分の下方改定が見込まれる。



図表 3 経済活動別分類（大分類）の新旧

平成 17 年基準	平成 23 年基準	(参考) ISIC Rev.4 大分類
<b>1. 産業</b>	1. 農林水産業	A. 農林漁業
(1) 農林水産業	2. 鉱業	B. 鉱業及び採石業
(2) 鉱業	3. 製造業	C. 製造業
(3) 製造業	4. 電気・ガス・水道・廃棄物 処理業	D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理 及び浄化活動
(4) 建設業	5. 建設業	F. 建設業
(5) 電気・ガス・水道業	6. 卸売・小売業	G. 卸売・小売業；自動車・ オートバイ修理業
(6) 卸売・小売業	7. 運輸・郵便業	H. 運輸・保管業
(7) 金融・保険業	8. 宿泊・飲食サービス業	I. 宿泊・飲食業
(8) 不動産業	9. 情報通信業	J. 情報通信業
(9) 運輸業	10. 金融・保険業	K. 金融・保険業
(10) 情報通信業	11. 不動産業	L. 不動産業
(11) サービス業	12. 専門・科学技術、業務支援 サービス業	M. 専門、科学及び技術サービス業 N. 管理・支援サービス業
<b>2. 政府サービス生産者</b>	13. 公務	O. 公務及び国防、強制社会保障事業
(1) 電気・ガス・水道業	14. 教育	P. 教育
(2) サービス業	15. 保健衛生・社会事業	Q. 保健衛生及び社会事業
(3) 公務	16. その他のサービス業	R. 芸術、娯楽、レクリエーション業 S. その他のサービス業
<b>3. 対家計民間非営利サービス生産者</b>		
(1) 教育		
(2) その他		

（支出側）」に計上）との間の乖離について、両者の整合性をできる限り高める取組も行う<sup>36</sup>。また、賃金・俸給の役員報酬については、後述する役員賞与の算入や各種基礎統計の反映とともに、役員と非役員の給与格差に係る推計手法の見直しを行う。また、現行では、1年以内に償却され、固定資産ストックへの計上を行っていない鉱物探査・評価について、諸外国と同様複数年にわたる使用年数を想定して、固定資産ストックへの計上を行う等の変更も行われる。

### （3）各種分類や概念・定義等の変更

次回の平成 23 年基準改定においては、経済活動別分類（これに連動する形で、財貨・サービス別分類）、非金融資産や金融資産・負債の分類が変更されることになるほか、各種の項目名の変更、各種項目の概念・定義の一部変更等が行われる。

まず、各種分類のうち、生産側 GDP を計測するための「経済活動別分類」については、現行のように「産業」（市場生産者に相当）、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」（いずれも非市場生産者に相当）と 3 つに区分した上で、それぞれさらに分類するという形式（こうした分類法は、1968SNA という国際基準に則ったもの）を改め、国際比較可能性を考慮し、産業分類に関する国際基準（国際標準産業分類改定第 4 版（ISIC rev4））とできるだけ整合的な分類とするよ

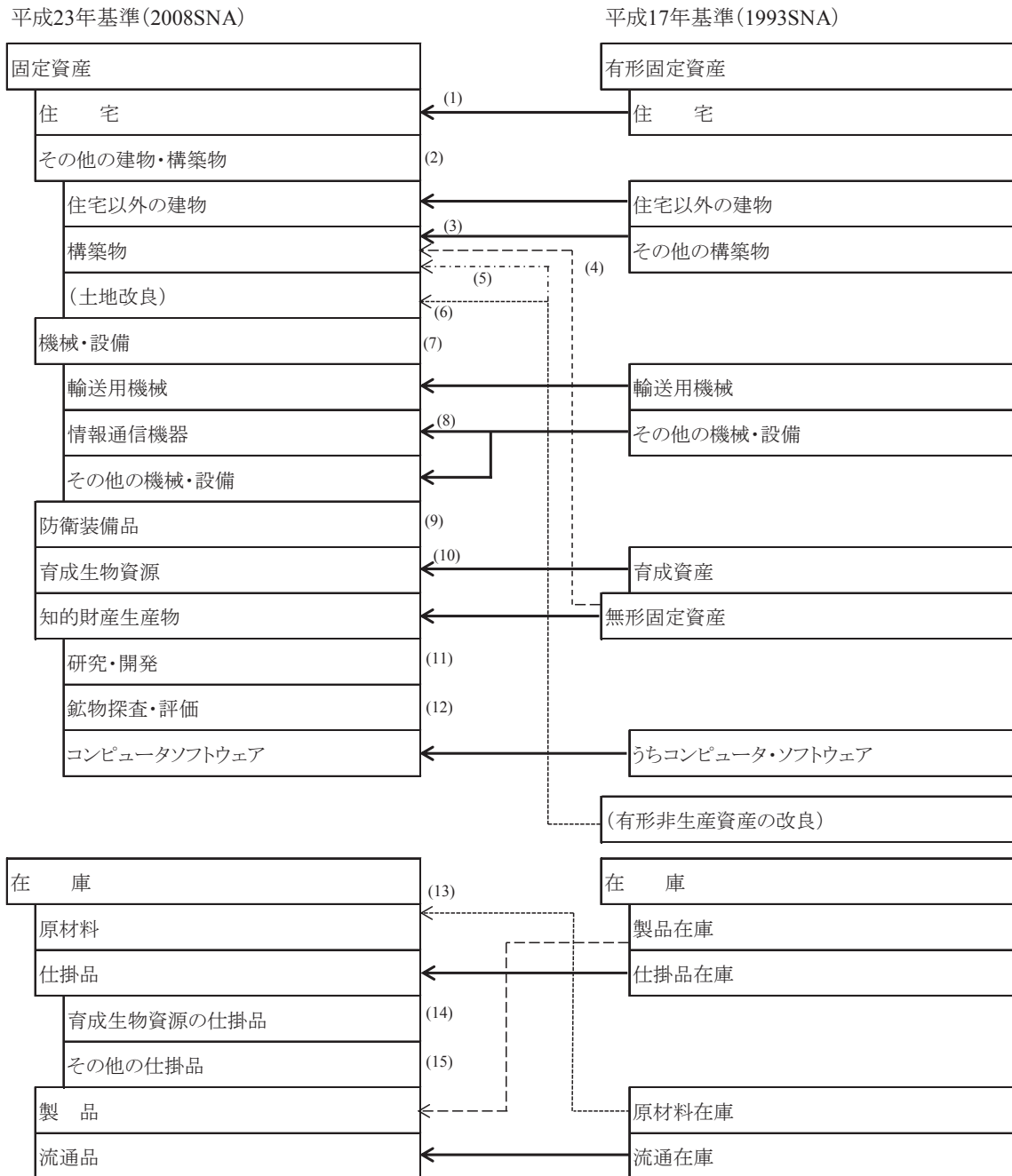
う変更する。これにより、これまで「サービス業」として括られていた分類について、保健衛生・社会事業など、より詳細に区分されることになる。経済活動別の大分類レベルでの変更の内容については、図表 3 に示したとおりである（なお、中分類や小分類については、今後、基準改定結果公表時までには公表する予定）。

また、非金融資産や金融資産・負債の分類は、前節で述べた 2008SNA への各種対応に伴う形で、原則として、2008SNA で示されている分類に即した変更が行われる予定である。例えば、非金融資産のうち固定資産については、現行の有形・無形の区分がなくなるとともに、「防衛装備品」、「知的財産生産物」やその内訳としての「研究・開発」といった新たな分類が加わる（生産資産の分類変更については、図表 4 を参照）。また、金融資産・負債については、例えば、雇用者ストックオプションや年金基金の対年金責任者債権、定型保証支払引当金といった新たな分類が設けられる（金融資産・負債の分類変更については図表 5 を参照）。

次に、各項目の名称変更や、概念・定義の変更について主なものを紹介する。名称変更については、図表 6 にまとめたとおりとなる。なお、同表には示していないが、現行基準における制度部門別等の「資本調達勘定」については、国際基準の名称に忠実な形で、実物取引を「資本勘定」、金融取引を「金融勘定」とそれぞれ変更される。

<sup>36</sup> 本事項については、内閣府（2014a）や田原（2014）も参照。

図表4 生産資産の分類変更



- (1) 23年基準では不動産仲介手数料のうち住宅・宅地分が含まれる。
- (2)(7) 集計項目として新設。
- (3) 名称変更。
- (4) フローで、平成17年基準では無形固定資産に含まれていたプラントエンジニアリングが移管(ストックでは平成17年基準でも構築物)。
- (5) 平成17年基準で有形非生産資産の改良に含まれていた海岸、治山、農業土木(灌漑施設を除く)が移管。
- (6) フローの総固定資本形成にのみ計上。ストックでは非生産資産の土地に体化される扱い。
- (8)(14)(15) 内訳項目として新設。
- (9)(11) 新設。
- (10) 名称変更。
- (12) 内訳項目として新設(17年基準では1年以内償却のためフローにのみ計上に対し、23年基準では平均使用年数1年以上としてストックにも計上)。
- (13) 範囲拡張(防衛装備品のうち弾薬等を含む)。

図表5 金融資産の分類変更

平成23年基準(2008SNA)		平成17年基準(1993SNA)
貨幣用金・SDR等	(1)	貨幣用金・SDR
現金・預金	(2)	現金・預金
貸出・借入		貸出・借入
債務証券	(3)	株式以外の証券
持分・投資信託受益証券	(4)	株式・出資金
保険・年金・定型保証	(5)	保険・年金準備金
金融派生商品・雇用者ストックオプション	(6)	金融派生商品
その他の金融資産・負債	(7)	その他の金融資産・負債
	(8)	

- (1) 17年基準では「その他の金融資産・負債」に含まれていたIMFリザーブポジションが移管、それに伴い名称変更。
- (2) 17年基準では「現金・預金」に含まれていた財政融資資金預託金が移管。
- (3) 名称変更(負債性のあるものに限定)。
- (4) 17年基準では「株式以外の証券」に含まれていた投資信託受益証券が移管。
- (5) 名称変更。
- (6) 23年基準では定型保証支払引当金が新設、これに伴う名称変更。
- (7) 17年基準では「その他の金融資産・負債」に含まれていた非生命保険関係の技術準備金や、確定給付型の企業年金等に係る積立不足相当分が移管。
- (8) 23年基準では雇用者ストックオプションが新設、これに伴い名称変更。

図表6 各項目の名称変更

平成17年基準	平成23年基準	備考
統合勘定、資本勘定、主要系列表1等		
在庫品増加	在庫変動	
第1次所得の配分勘定等		
保険契約者に帰属する財産所得	その他の投資所得	
	保険契約者に帰属する投資所得	その他の投資所得の内訳。年金基金の運用収益は年金受給権に係る投資所得に移管
	年金受給権に係る投資所得	その他の投資所得の内訳
	投資信託投資者に帰属する投資所得	その他の投資所得の内訳。利子から移管(ただし2012年値より)
所得の第2次分配勘定		
社会負担	純社会負担	雇主や家計の社会負担から年金制度の手数料を控除
雇用者の社会負担	家計の現実社会負担	分割
	家計の追加年金負担	分割。年金受給権に係る投資所得と同額
—	(控除)年金制度の手数料	純社会負担の控除項目として新設
年金基金による社会給付	その他の社会保険年金給付	年金基金の給付のほか、退職給付に関する会計基準の対象となる退職一時金を計上
無基金雇用者社会給付	その他の社会保険非年金給付	その他の退職一時金等を計上
現物所得の再分配勘定		
現物社会給付	現物社会移転(市場産出の購入)	現物社会給付+教科書購入費等
個別的非市場財・サービスの移転	現物社会移転(非市場産出)	個別的な非市場財・サービスの移転-教科書購入費等
所得の使用勘定		
年金基金年金準備金の変動	年金受給権の変動調整	年金基金等に係る純社会負担-社会給付
一般政府、対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出		
商品・非商品販売	財貨・サービスの販売	
—	自己勘定総固定資本形成	非市場生産者によるR&Dの総固定資本形成
現物社会給付等	現物社会移転(市場産出の購入)	※一般政府のみ



最後に、各種項目の概念・定義については、主に以下の変更が行われる。

- ① 事業税<sup>37</sup>について、「生産・輸入品に課される税」から、「所得・富等に課される経常税」に変更
- ② 役員賞与<sup>38</sup>について、「財産所得」の「配当」から、「雇用者報酬」の「賃金・俸給」に変更
- ③ 公費負担医療給付（生活保護の医療扶助分）について、「現物社会移転以外の社会給付」の「社会扶助給付」から、「現物社会移転」の「現物社会移転（市場産出の購入）」に変更<sup>39</sup>
- ④ 政府諸機関の分類の一部見直し
  - (ア) 特許特別会計について、一般政府（中央政府）から公的非金融企業に変更
  - (イ) 自動車検査独立行政法人（平成 20 年度以降）について、一般政府（中央政府）から公的非金融企業に変更
  - (ウ) 食料安定供給特別会計（平成 19～25 年度）の業務勘定について公的非金融企業から一般政府（中央政府）に変更

## 5 基準年(2011年)における基準改定の影響

前二節で述べたように、本年末に予定している平成 23 年基準改定においては、2008SNA への対応をはじめとして複雑かつ多岐にわたる変更が予定されている。この中で、遡及期間としては、現行の平成 17 年基準で正式系列として公表している 1994 年以降の 22 年間で予定している。これまでの基準改定時においては、前回の基準年の翌年から直近年までの 10 年程度の遡及期間となっていたが<sup>40</sup>、平成 23 年基準では、原則全ての系列<sup>41</sup>について、従来の 2 倍超の遡及期間が確保されることとなる。

さて、ここでは、主に 2008SNA への対応を通じて、平成 23 年基準改定に際して、名目 GDP の水準がどの程度変化するのか、という点について、新たな基準年となる平成 23 (2011) 暦年を対象に概観する。なお、ここ

で紹介する計数は、平成 28 年 9 月時点での暫定的な推計値であり、本年 12 月に公表する時点で、精査の結果として変更がありうることに留意する必要がある。

まず、名目 GDP（支出側）の 2011 暦年の水準は、現行平成 17 年基準の 471.6 兆円から、平成 23 年基準改定により +19.8 兆円上方改定され、491.4 兆円となる見込みである（改定前 GDP に対する比率は 4.2%）。図表 7 により、これを 2008SNA 要因（第 3 節）とそれ以外（第 4 節）に分けると、2008SNA 要因は +19.6 兆円（改定前 GDP 比 4.2%）、その他要因は +0.2 兆円（改定前 GDP 比 0.0%）となる。

さらに、「2008SNA 要因」について細分化してみると、最大の改定要因は、諸外国の場合と同様、「R&D の資本化」であり、+16.6 兆円（改定前 GDP 比 3.5%）である。R&D の総固定資本形成は、需要項目という点では、市場生産者のうち民間企業分や非市場生産者のうち対家計民間非営利団体分が民間企業設備に、市場生産者のうち公的企業分や非市場生産者のうち一般政府分が公的固定資本形成にそれぞれ計上される。ここで、非市場生産者分について、GDP 水準に影響を与えるのは、第 3 節 (1) で述べたとおり、あくまでも新たに固定資産として計上される R&D 資産から発生する固定資本減耗分であり、これは民間最終消費支出（対家計民間非営利団体分）、政府最終消費支出（一般政府分）に反映されることになるが、一方で、これまでこれら最終消費支出項目に記録されていた R&D 支出分が総固定資本形成項目に移管されることから、これら最終消費支出項目への影響はネットとしては限定的であるという点に留意が必要である。2008SNA 要因ということでは、このほか、「特許等サービスの扱い変更」により +1.4 兆円（改定前 GDP 比 0.3%）、「防衛装備品の資本化」により +0.6 兆円（改定前 GDP 比 0.1%）、住宅関連の「所有権移転費用の扱い精緻化」により +0.9 兆円（改定前 GDP 比 0.2%）、「中央銀行の産出額の明確化」により +0.2 兆円（改定前 GDP 比 0.0%）となっている。

一方、「その他要因」については、第 4 節で述べたよ

<sup>37</sup> 法人事業税や個人事業税のほか、平成 20 年度から創設された地方法人特別税を含む。その課税標準は一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であることから、「所得・富等に課される経常税」に移管。

<sup>38</sup> 平成 17 年施行の会社法改正において、役員賞与は役員給与と同じく費用処理する扱いに変更されることになったため、これと整合的となるよう変更。

<sup>39</sup> 現行の平成 17 年基準では、社会扶助給付を受けた家計が、医療サービスを最終消費支出したという形で記録していたが、医療扶助が現物移転であるとの性格を踏まえ、一般政府が、家計に無償で提供するために医療サービスを購入する（政府最終消費支出）という形に変更。

<sup>40</sup> なお、平成 17 年基準改定を実施した際（平成 23 年度）には、支出側 GDP とその内訳のみ 1994 年以降遡及系列を作成していたが、その他の系列（生産や分配系列、ストック系列等）については、前回の基準年（平成 12 (2000) 年）の翌年である 2001 年以降の 10 年間となっていた。その約 2 年後の平成 25 年 10 月に、その他の系列についても 1994 年以降の系列を公表している。

<sup>41</sup> ただし、付表である一般政府の機能別支出（最終消費支出）については現行基準と同様 2005 年度以降となる等の例外はある。

うな「平成23年産業連関表」等の各種基礎統計の取込み等により、上方改定要因、下方改定要因ともに存在する（後述するように、2008SNA 要因以外としては、民間最終消費支出等は上方改定要因、民間企業設備は下方改定要因）。ただし、基準年である2011暦年に対する影響として、結果的にはこれらがある程度相殺し合い、+0.2兆円（改定前GDP比0.0%）と限定的となっている。ただし、他の年次においては、ネットとして上方改定要

因にも下方改定要因にも働きうるもので、マグニチュードも異なりうることに留意が必要である。例えば、2013暦年については、対前年（対2012年）の動きとして、第4節で述べたような建設部門産出額の推計手法の見直しにより、従前のインプットベースで計測していた産出額よりも、出来高ベースで計測する産出額の方が高くなると見込まれるため、相応の上方改定要因として働くことが想定される<sup>42</sup>。

図表7 平成23年基準改定による名目GDP水準への影響(1)－基準年（平成23（2011）暦年）－  
（要因別）

	金額(注1)	改定前GDP比(注2)	影響する主な需要項目
<b>全 体</b>	<b>19.8兆円</b>	<b>4.2%</b>	
うち 2008SNA対応	19.6兆円	4.2%	
研究・開発(R&D)の資本化	16.6兆円	3.5%	民間企業設備 公的固定資本形成
特許等サービスの扱い変更	1.4兆円	0.3%	財貨・サービスの純輸出
防衛装備品の資本化	0.6兆円	0.1%	公的固定資本形成
所有権移転費用の扱い精緻化	0.9兆円	0.2%	民間住宅
中央銀行の産出額の明確化	0.2兆円	0.0%	政府最終消費支出
うち その他	0.2兆円	0.0%	各項目

(注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで平成23年への影響であり、影響・要因は年によって異なる。

(注2) 支出側の名目GDPとして評価。つまり、改定前GDPは、平成17年基準における平成23（2011）暦年の名目GDP（支出側）。

図表8 平成23年基準改定による名目GDP水準への影響(2)－基準年（平成23（2011）暦年）－  
（需要項目別）

	改定前(17年基準)	改定後(23年基準)(注1)	改定差(注1)	改定前GDP比(寄与度)
国内総生産(GDP)	471.6兆円	491.4兆円	19.8兆円	4.2%
民間最終消費支出	284.2兆円	286.3兆円	2.0兆円	0.4%
民間住宅	13.4兆円	14.3兆円	0.9兆円	0.2%
民間企業設備	63.1兆円	69.4兆円	6.3兆円	1.3%
民間在庫変動	-1.9兆円	1.0兆円	2.9兆円	0.6%
政府最終消費支出	96.1兆円	99.2兆円	3.1兆円	0.7%
公的固定資本形成	20.5兆円	23.9兆円	3.4兆円	0.7%
公的在庫変動	0.0兆円	0.0兆円	-0.0兆円	-0.0%
財貨・サービスの純輸出	-4.0兆円	-2.7兆円	1.3兆円	0.3%
(再掲)総固定資本形成(注2)	97.1兆円	107.6兆円	10.5兆円	2.2%

(注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで平成23年への影響であり、影響は年によって異なる。

(注2) 総固定資本形成は、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成の合計。

<sup>42</sup> 現時点での暫定的な試算では、建設部門の産出額の2013年の対前年比は、現行基準では5.8%であるのに対して、次回基準では11.3%となると見込まれる。

次に、名目 GDP（支出側）について、2011 暦年における主な需要項目毎の改定状況を示したものが図表 8 である。具体的にみると、まず民間最終消費支出は+2.0 兆円の改定となっている。これは主には「住宅・土地統計」（平成 20 年、25 年調査の 2 回分）の取込みにより住宅賃貸料（含む帰属家賃）が上方改定されたことが大きく効いている。民間住宅については+0.9 兆円の改定となっているが、これは前述のとおり専ら住宅関連の不動産仲介手数料（所有権移転費用）の取扱いの精緻化の影響による。民間企業設備は+6.3 兆円の改定となっており、民間法人企業や対家計民間非営利団体（私立大学等）の R&D 支出が資本化されたことによる増加要因の一方で、「平成 23 年産業連関表」の取込みにより建設部門や自動車部門の総固定資本形成（産出・供給された建設サービスや自動車が投資に回る分）等が下方改定されているという減少要因があり、差し引きとしてこうした改定幅の姿となっている。民間在庫変動は+2.9 兆円の改定となっているが、これは主に「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の取込みにより流通在庫が改定されたこと等が要因となっている。政府最終消費支出については+3.1 兆円の改定となっており、これは主に公的負担医療給付分を民間最終消費支出から政府最終消費支出に移管したことによる（つまり、民間最終消費支出でみれば

同額が下方改定要因になっていることを意味する)<sup>43</sup>。公的固定資本形成は+3.4 兆円の改定となっているが、これは主に一般政府や公的企業による R&D 支出や一般政府による防衛装備品支出の資本化が影響している。公的在庫変動はほぼ改定がない。財貨・サービスの純輸出については+1.3 兆円の改定となっており、これは専ら特許等サービスの取扱いの変更による影響となっている。

## 6 まとめ

以上では、JSNA の次回基準改定の概要として、最新の国際基準である 2008SNA の性格や、これへの対応による主な変更事項を中心に解説を行うとともに、基準改定結果のイメージとして、基準年（2011 暦年）に見込まれる名目 GDP 水準の改定幅やその要因等（現時点での暫定値）について簡単に紹介した。何度か述べたとおり、今回の基準改定では、2008SNA 対応を含め、過去に例のない質・量の改定が行われる予定であり、内閣府経済社会総合研究所では、平成 28 年末以降の結果公表というゴールを目指して、引き続き推計作業に邁進するとともに、改定内容について本稿等も活用しながら統計利用者への適切なコミュニケーションに努めてまいりたい。

<sup>43</sup> なお、前述のとおり、一般政府の R&D による影響としては、総固定資本形成相当分が減少する一方で、新たに発生する一般政府所有の R&D 固定資産から発生する固定資本減耗分が増加するという要因があるが、これらは概ね相殺し、影響は限定的とみられる。同じことは、同じ非市場生産者である対家計民間非営利団体の最終消費支出を含む民間最終消費支出にも当てはまる。



## 参考文献

- 葛城 麻紀 (2013) 「建設コモディティ・フロー法の見直しについて」季刊国民経済計算 No.151
- 小林 裕子 (2014) 「国民経済計算における特許権等の取扱いについて」季刊国民経済計算 No.154
- 小林 裕子 (2016) 「R&D の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」季刊国民経済計算 No.159
- 須賀 優 (2016) 「固定資産推計における恒久棚卸法と償却率—平成 23 年基準改定における対応— (仮題)」季刊国民経済計算 No.162 掲載予定
- 多田 洋介 (2015) 「各国の 2008SNA / ESA2010 導入状況と国際基準に関する国際的な動向」季刊国民経済計算 No.156
- 田原 慎二 (2014) 「JSNA 体系内の純輸出の整合性向上にむけて」季刊国民経済計算 No.155
- 田原 慎二 (2015) 「兵器システム支出の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」季刊国民経済計算 No.158
- 田原 慎二、須賀 優 (2015) 「所有権移転費用に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」季刊国民経済計算 No.156
- 内閣府 (2014a) 国民経済計算次回基準改定に関する研究会 (第 10 回) 資料 3 - 3
- 内閣府 (2014b) 統計委員会第 14 回基本計画部会提出資料 (資料 1)
- 内閣府 (2015a) 第 85 回統計委員会提出資料 (資料 2 の参考資料 4)
- 内閣府 (2015b) 「国民経済計算の次回基準改定及び 2008SNA への対応に向けた今後の予定等」  
[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20151225\\_2008sna.pdf](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20151225_2008sna.pdf)
- 中尾 隆宏 (2017) 「我が国 SNA における確定給付型企業年金等の記録方法の変更について」季刊国民経済計算 No.161
- 日本銀行 (2016) 「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し結果」BOJ Reports & Research Papers
- 守屋 邦子 (2017) 「国民経済計算の 2008SNA 対応等におけるデフレーター推計」季刊国民経済計算 No.161
- 山崎 朋宏 (2016) 「我が国 SNA における金融・保険業産出額の推計について」季刊国民経済計算 No.159
- 吉岡 徹哉、鈴木 俊光 (2016) 「供給・使用表 (SUT) の枠組みを活用した支出側 GDP と生産側 GDP の統合」季刊国民経済計算 No.160
- 吉野 克文、野村 研太 (2014) 「国民経済計算における中央銀行の産出に関する取り扱い」季刊国民経済計算 No.154